

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第3条（許可）、第4条（許可の基準）、第7条（承認）、第7条の2（承認）、第7条の3（承認）
処 分 基 準： 風俗営業等適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のよう に、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている 場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこ ととする。 ・ 第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速や かにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：